

令和元年度

定期監査報告書

とがち広域消防事務組合
監査委員

十消監査第24号
令和2年3月26日

とちろ広域消防事務組合
組合長 米 沢 則 寿 様
とちろ広域消防事務組合
議長 有 城 正 憲 様

とちろ広域消防事務組合
監査委員 林 伸 英
監査委員 寺 林 俊 幸

定期監査報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和元年度に実施した定期監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

修繕に係る契約事務の執行状況について

第2 監査の目的

修繕に係る契約事務の諸手続や執行状況等が、関係法令や契約書等に基づき、適正に執行されているか監査を行い、今後の適正な事務の執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象

事務局、消防局

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された契約事務

2 方法

監査をする契約事務については抽出を行い、帳簿等の関係書類の提出を求め、これらの書類を調査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の着眼点

- 1 契約の方法及び手続は適正か。
- 2 随意契約の場合、その理由は適正か。
- 3 予定価格の設定は適切に行われているか。
- 4 契約の執行状況と履行確認は適正か。
- 5 支出手続は適正か。

第6 監査の期間

令和元年11月28日から令和2年3月24日まで

第7 監査の結果

修繕に係る契約事務の執行状況について、着眼点に沿って監査した結果、おおむね適正に行われており、特記すべき事項はなかった。

第8 監査結果に関する意見

監査の結果、修繕に係る契約事務の執行につきましては、全体を通しておおむね適正に行われていることが確認できました。

契約事務は、業務を行う上で基本的な事務でありますので、引き続き法令等の規定に基づき適正な事務処理を継続されますとともに、財務会計事務の一元化など事務の効率化や効果的な予算執行に努められますよう期待いたします。